

第15期第2回 かながわ人権政策推進懇話会会議記録

日時：令和3年8月16日（月）14時00分～16時00分

場所：オンライン会議形式で開催

【議題】

講演 性的マイノリティの人権課題について

議題（１）「かながわ人権施策推進指針」の改定について

（２）「かながわ人権施策推進指針」の効果的な普及・啓発について

【議事録】

（座長）

それでは、今回の懇話会では、「かながわ人権施策推進指針」の改定に関することを主な議題として、委員の皆様から、様々な御意見をいただきたいと思っております。

前回、事務局から骨子案について説明がなされましたが、今回の改定では、「分野別施策の方向」に、「性的マイノリティ」と「インターネットによる人権侵害」の2分野が新たに追加されました。

そこで、本日は、「性的マイノリティ」分野の人権課題について、冒頭ご講演いただくとともに、その後の意見交換にもご参加いただくため、特定非営利活動法人 SHIP代表 星野 慎二様にお越しいただいております。

星野様は、ご自身が代表を務める団体において、「セクシュアルマイノリティの人々が、自分らしく心身共に健康に暮らせる社会」、「多様性が尊重される社会の実現」という理念のもと、長年にわたり活動をされており、また、さらに、厚生労働省の「エイズ対策研究事業」への参画や、神奈川県をはじめ、多くの自治体と連携した当事者支援活動など、多岐にわたりご活躍されていらっしゃいます。

それでは、早速ではありますが、特定非営利活動法人 SHIP代表 星野 慎二様より、ご講演をお願いいたします。

（星野氏）

ただいまご紹介いただきました、SHIPの星野と申します。よろしく申し上げます。

当団体は、2002年に設立後、2012年からNPO法人となりました。現在は正会員16名、賛助会員20名と、ボランティア40名で活動しております。

「人とつながりから自分らしく生きられる社会づくり」を進めるため、コミュニティスペースの運営や交流・相談などをはじめとして、アウトリーチやHIV検査など、さまざまな機関と連携しながら実施しております。

セクシュアリティは多種多様であり、また、自分自身のセクシュアリティへの気づきや自己受容の度合いによって、必要な支援も異なってきます。「自らのセクシュアリティに気づいて間もなく、孤立している人」や、「自らのセクシュアリティを受容しているがコミュニティに入れずに孤立している人」が、SHIPのおもな利用者層となっています。

今日は、「性的マイノリティとは」というところから、自分が性的マイノリティであるとなぜ言えないのかということ、また、健康阻害や日常の困難、コロナ禍における影響についてお話した後、今後の課題についても触れたいと思います。

性的少数者・性的マイノリティとは、性的指向が同性または両性である方と、自分自身の性に違和感を持つ方を指します。国内ではレズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダーの頭文字をとって「LGBT」という単語が用いられていますが、必ずしもこの4つに分類できるものではありません。

推定人口として、様々な統計がありますが、一般的には、少なくとも20人に1人が性的マイノリティと言われております。「自分の周りにはいない」という発言が問題になったというようなこともありました。が、「居ない」のではなく、自分は性的マイノリティだということを「言えない」というのが現状であります。

なぜ言えないのかということ、最近では抗議の声も上がるようになりましたが、同性愛はテレビのバラエティ番組などで、「ネタ」や「キャラ」として扱われることが多く、当事

者は、「ホモ」「おかま」というような言葉に傷ついたり、自分が笑いの対象となってしまうことを恐れて、言えないということです。

ここで、動画を少し見て頂きたいと思います。

(性的マイノリティ当事者の取材動画を再生)

誰もが生まれたときは何の偏見・差別もありませんけれども、日常のちょっとした言葉ですね、これによって偏見や差別が植え付けられていくということです。

この偏見や差別ですけれども、専門的な言葉でいうと、「ホモフォビア」といいます。同性愛者を合理的な根拠なく、否定的に捉えることです。

個人のレベルではなくて、社会的、文化的にもみられるものなので、同性愛者、当事者もで、自らの価値観として内在化していきます。その人の心の中に内在化されていくということです。ですから、このホモフォビアは、その人の育ってきた環境、それから年代によっても違います。厚生労働省の調査で、親にカミングアウトしている人の調査の割合がありますけれども、22.7%という結果でありますけれども、10代から30代まではほぼ横ばいで、40代、50代となると急激に減っていきます。

先ほどのように、テレビ番組等で差別的発言がされることがありますけれども、そういった日常的な言葉によって、偏見や差別が植え付けられていく。

また、年代によって違うということですね。やはり年齢の高い人ですと、色々な否定的な言葉を取り込んで、それでホモフォビアとかが強くなっているということです。

では、ちょっと前の画面に戻りまして、成育歴、性的マイノリティの方々がどういう経緯で自分のセクシュアリティを築いていくのか、これはSHIPで行ったアンケート調査でありますけれども、性的指向になんとなく気づくのがだいたい12歳あたりですね。そして、はっきり自覚するのがだいたい17歳になってからということになります。色々な経験をしながら、少しずつ気づいていくということです。これは、異性愛者と同じですね。恋愛感情を抱く時期に、気づいていきます。

それから、性の違和感、トランスジェンダーに関しては、これは第二次性徴期ですね。体が大きく成長する時期に、自分が思っている性と別な性に成長していく。そこで、違和感が強まってくるということです。

一般社会のなかで、男女にわけることがあります。例えばランドセルの色ですね、昔ですと黒と赤に分かれていました。それから、おもちゃ売り場に行きますと、男の子向け、女の子向けで分かれている。それから、体育の授業、制服、トイレとかですね。いろんな場面で、男女に分けることがあります。

一般社会に出れば、職業で男女を分けることがありました。昔は看護師さんとか保育さんは女性、電車とかバスの運転手は男性。それから、家でもありました。家事仕事は女性。そのように、色々な場面で男女を分けることがあります。そういったところで自分が思っている性と別の性で扱われる、そこで違和感が強まってくるということです。これも、性の違和感をはっきり自覚するのがだいたい17歳ということです。

そして、はっきり自覚するには、「概念」「情報」というものがが必要です。同性愛とか、性同一性障害、そういう概念を知らないと、「自分って何だろう？」というところで悩むということです。他の人が普通にできていることが、自分は普通にできない。それが何でか分からない。そういうもやもやした感じで、一番苦しい時期です。だいたいこういう時期に、自傷行為とかが起きてきます。この、セクシュアリティというものはいきなり気づくものではないということなんです。色々な経験をしながら情報を得るということです。

そして、なかなか学校の中では、肯定的な情報を得ることができません。小中学校の教科書では、「思春期になると、だれもが異性に惹かれる、第二次性徴がくるのは素晴らしいこと。気になる異性がいることは自然なこと」という書き方がされています。

そういう書き方をされていますけれども、同性に恋愛感情が向く子もいるんですね。じゃあ自分は何だろうと、そこで自己否定感を強めてしまいます。この時、学校の先生がひとこと「同性にも恋愛感情が向く人もいるんだよ」と一言いってくれればいいんですけれども、そういう情報がなかなか出てこないということですね。

最近は教科書のほうでも同性愛とか性同一性障害をとりあげているものが増えてきました。しかし、すべての教科書で取り上げられているものではないということです。神奈川県教育委員会では、「人権学習ワークシート集」を2年に1回発行していますけれども、神奈川県教育委員会はけっこう早く、2007年度頃から、同性愛のことについて、ワークシート集で取り上げています。

では、性的マイノリティの健康障害、日常困難について話をします。

「自尊感情が低い」ということなんですね。性的マイノリティに対する偏見・差別により、自尊感情が低い。それで、自殺未遂や不登校、それから、男性同性間ではH I Vの感染が増えております。

孤独感や疎外感、それから抑うつ、自傷行為、薬物依存、DV、性暴力、不登校、引きこもり、こういう問題がありますけれども、これは、すべて孤立からくることなんですね。

メンタルヘルスですけれども、厚生労働省の調査「ゲイ・バイセクシュアル男性の健康レポート」で、「自殺を考えた」が65.9%、「自殺未遂」が14%という結果が出ています。自殺未遂については、異性愛者の約6倍多いという調査結果もあります。

それから、性同一性障害ですと、（自傷・自殺未遂が）28.4%、不登校が29.4%という調査結果があります。

あとは、男性同性間でのH I V感染が増えております。日本国内のH I V感染者の約7割が男性同性間の性的接触によるものということです。2011年には、14歳の男子が感染しております。これが、最年少です。

この、10代のトラブルに関して申し上げますと、インターネットによって子どもたちが色々な問題に巻き込まれております。やはり自分が同性愛、性同一性障害と気づいたとき、周りにいないんですね。ロールモデルが身近にいない。学校で探すことができないので、インターネットで探す、そこで色々な問題に巻き込まれるということです。同性愛者ですと、大人からの望まない性交渉を持ってしまう、また、中高生で、1回3万～4万円もらって援助交際をしている子もいます。

大人からの望まない性交渉や援助交際に関しては、けっこうサイバーパトロールとして神奈川県警が動いております。それによって、子どもが補導されます。そうすると親に伝えられてしまうわけですがけれども、その時に警察の方ではセクシュアリティのことは言わないようにしていますけれども、当然親からは「何をやったんだ」と問いただされて、強制的にカミングアウトをしてしまう。望まないカミングアウトをしてしまうことで、親との関係がぎくしゃくしてしまいます。

それから、トランスジェンダーでは治療への誘導をされてしまうというのがあります。また、ネットビジネスへの勧誘という問題も起きてくるということです。

それから、日常の困難について。多くの当事者が自らの性的指向・性自認を知られることを恐怖に感じております。最近の傾向ですけれども、メディアでL G B Tを取り上げる機会が増えております。それによって、理解が進んできたのかなと思って学校や職場でカミングアウトすると、実はそこで拒絶されたりとか、本人の同意なく他の人に伝えられてしまって、アウトティングとか、そういう問題も、最近起きております。結構最近、親からの相談が増えてきております。

それから同性パートナーですと、病院に入院して、I C Uとかに入った場合ですね、家族しか面会させてもらえないというのがあります。それから病状ですね、家族にしか知らせられない。

この前私の友人が電車のなかで倒れて入院しました。その時、同性パートナーと一緒に病院に行きましたけれども、やはり家族ではないから病状は教えられない、面会もさせてもらえないということがありました。

それから、会社の福利厚生があります。家族の介護が必要になった場合、単身赴任の場合等、色々な制度を受けることができますけれども、同性パートナーではこうした制度を受けることができないということです。

トランスジェンダーの場合ですと、自分の性別を他の人に知られることが嫌な人が多いです。よく行政の窓口や病院で身分証の提示を求められます。その時に、性別ですね、見た目の性別と身分証の性別が違って、本当に本人ですかと確認されることがある。あとは

名前ですね、名前で性別が分かってしまうことがあります。名前を呼んだときに、見た目の性別と違うので周りの方が驚くとか、そういうこともあります。

それから病棟ですね、大部屋は戸籍上の性別で分かれています。ホルモン治療をしていると、見た目の性別が変わってきます。見た目は男性なのに、戸籍上の性別が女性だからといって、女性の大部屋に入れられたら本人も嫌でしょうし、他の患者さんも嫌かなと思います。

また、公共のトイレ、男女共用のトイレは「身体的に不自由な人が使うもの」というイメージがあり、変な目で見られるということで、使いづらいということがあります。最近「だれでもトイレ」という表示がされているところもありますが、一番使いやすいのは、コンビニのトイレなんですね。誰もが同じように使用していて、別に特別扱いは必要はないということです。あとは更衣室、シェルター、それから女性車両も同じです。男性から女性に体を変えた方、そういう方が女性車両に乗っていて、やはり他の女性の方からですね、もと男性ということで身長が高かったり骨格が大きかったりして、どうしても男性らしさが残ってしまい、女性の方から拒否反応を示されるということですね。

女性の方も男性から性被害を受けていますから、同じ目線で見ってしまうということですね。ですから、一般社会の性差別が根底にある限り、この問題は解決されないかなと思います。

それからコロナ禍の影響ですが、SHIPの利用者に対してアンケートをとりました。これは毎年とっているものですが、2019年度と2020年度で比較したところ、精神的健康度のチェックというスクリーニングテストの結果で、10点以上は抑うつ傾向が高いと言われていたものですが、重症群（13点以上）が約15%アップしていたということです。同様の調査を三菱UFJリサーチで一般市民を対象として行っていますが、2020年度の調査結果で、10点以上は27.6%だったということと比較すると、多いかなと思います。

また、居住形態について聞いたところ、親と同居している方が多くなっているのがわかってきました。親にカミングアウトをしているかという調査もしていますが、両親にカミングアウトをしていない方がやはりメンタルヘルスが低いというのがわかってきました。

親とコロナ禍で家にいる時間が多くなり、親に言えていない人がストレスを抱えているということです。

それから今後の対策ですが、まず、一番大切なことは、性別やセクシュアリティに関係なく、その人の持った能力を發揮できる環境を作ることだと考えております。

対策として、否定的な言動によりホモフォビアが強くなっていきますので、肯定的な情報を出していく、これが一番大事なかなと思います。やはりこれは啓発だったり、パートナーシップ制度ですね、これは行政や学校が認めているということになります。

また、孤立することから自己肯定感が低くなっていますので、同じ仲間と安全に出会える場所、交流会・相談の充実が大事なかなと思います。

あらゆる障がいを抱える方（ダブルマイノリティ）が孤立しないよう、各種支援機関における研修も必要と考えています。

また、日本の男女の性差別が一番大きいのしかかってくるのではないかなと思っています。性差別、障がいに関する差別が、いちばんの課題かなと思っています。

最後に、「追加資料1」を見ていただけますでしょうか。これがSHIPで行っている事業で、コロナ前後でどのくらい利用者が増えているかというものです。黄色でマーカしている部分ですが、半減しています。公共施設が使えないため交流会が実施できず、利用者が減っているということです。

追加資料2は、保健所のHIV検査の検査数の推移です。コロナ禍により業務がひっ迫しており、HIV検査が激減しております。この対策として厚生労働省で郵送検査を行いました。それにわたくし共も含め、全国の各団体で協力しております。その結果、「追加資料3」のとおり、神奈川県ではHIVの陽性が2.2%、梅毒が19.7%でした。保健所で実施した同じ検査では、陽性率が0.29%なんですね。これを参考としてお伝えしておきます。以上でございます。

(座長)

どうもありがとうございました。詳細にご説明いただいて、大変分かりやすいご説明だったと思います。それでは、委員の皆様と意見交換を行いたいと思います。ご発言のある方は、どうぞマイクとビデオをオンにしてお願いをいたします。どなたかございますか。

それでは、阿部委員お願いいたします。

(阿部委員)

ありがとうございました、星野さん。非常にわかりやすく、後半はよく声も聞こえて、とても良かったと思っております。2つ質問があります。1つは、パートナーシップの制度については横浜、川崎、相模原、鎌倉と県内でも制度が進んでおりますが、星野さんたちは、神奈川県には望んでいないのでしょうかというのが1点です。

2点めは、シェルターという言葉や、DVという言葉、あるいは性暴力ということが健康障害のスライドのなかに出てきております。被害者を一時保護する場合に、シェルターのイメージというのはどのようなイメージなのでしょう。というのは、今、少なくとも県内には被害者の多くが女性であることから、女性をかくまうためのシェルターはありますけれども、女性以外の性の方のシェルターというのは私の記憶の限りでは無いとおもっているのです。それについてどういったイメージをお持ちか伺いたいと思っております。以上です。

(座長)

2点ご質問をいただきました。星野さん、宜しくお願いします。

(星野氏)

パートナーシップ制度ですけれども、今神奈川県内で12自治体で行っていますけれども、神奈川県でもできるのであれば是非やっていただいた方がよいかなと思います。都道府県レベルでやっているのは、大阪府と茨城県でしょうかね、都道府県レベルでやっているところもありますので、神奈川県でもしそれをやれば、県全域がカバーできると思います。

このパートナーシップ制度ですね、なかなか利用している人は少ないです。私は同性愛ですがパートナーシップ制度は利用しておりません。というのは、パートナーは東京に住んでいて、私は横浜市に住んでいるためです。横浜市のパートナーシップ制度は両方が横浜市に住んでいないとだめなんですね。ですから、私は申請したくても申請できないということなんですね。また、もしパートナーが横浜や県内に住んでいたとしても、パートナーの方はカミングアウトしていません。ですからやはり、私はカミングアウトしていますけれども、パートナーはしていない、両方がオープンにしていないとパートナーシップ制度はなかなか利用できないかなと思います。もし神奈川県が導入すれば県内に住んでいる人なら利用できるということになりますので、範囲が広がってくるかなと思います。

シェルターについて事例をお話しますと、男性から女性に性別を変更した方、戸籍上の性別はもう女性なのですが、性同一性障害という方は、親から虐待を受けることがあります。虐待を受けて、シェルターに入りたいといっても、女性シェルターに入ることができないということです。女性シェルターは性的虐待などを受けている方が入ってきますので、元男性の方がいると拒否反応を示すということで、これは、性別に関係ないシェルターが必要かなと思っております。以上です。

(座長)

どうもありがとうございます。阿部委員、よろしゅうございますか。

(阿部委員)

どうもありがとうございました。

(座長)

それでは他の方がいかがでしょうか。それでは、根本委員お願いいたします。

(根本委員)

ありがとうございました。星野さんの話が非常にわかりやすかったのですが、日常の困難という中で、今の行政レベルでできることが結構たくさんあるのではないかという気がするんですよ。そういう意味では、(性的マイノリティに関する)法律ができなかったというようなこともあるなかで、法律や条例の意義というのを、星野さんから見てどう考えていらっしゃるか伺いたいと思います。

(座長)

それでは星野さん、法律や条例の意義については如何でしょうか。

(星野氏)

まず、行政のなかでやってきていただきたいことは、性別の記入ですね。アンケートや調査などの性別欄、これが本当に必要かどうか、もう一度見直しをしていただければと思います。神奈川県教育委員会では、2020年度から性別の記入を廃止していますから、そういったことを進めていただければと思います。

それからやはり、各自治体で人権指針のなかに性的マイノリティのことが入ってきましたけれども、入っているだけでなかなか実際の政策は進まないのが現実なので、色々な面で進めていただければと思います。

また、今多いのが、自民党で法案が出されたときに、結果的には入らなかったのですが、なかなか全部の議員さんが理解されていないということですね。性的指向というのは、変えることができない、そういうことがちゃんと正しく理解されていないことによって、そういう差別的な発言が出てくるということですので、理解を進める取組みをしていただきたいと思います。

条例という意味では、アウトティングという問題がありますので、アウトティング禁止条例とかそういうのを、国立市と、どこかの地域で差別禁止を条例に入れているところがあるかと思います。

(座長)

ありがとうございました。澤田さんお願いいたします。

(澤田委員)

ありがとうございました。とても勉強になりました。ひとつお聞きしたいのは、性的マイノリティの人権課題ということで、とくに働く場においてどういう問題が起きているのか、その辺のところを、もう少し具体的な事例がありましたら紹介していただいて、課題に感じていることも教えて頂ければありがたいと思います。

(座長)

具体的な例ということですが、ありますでしょうか。

(星野氏)

具体的な例でいいますと、レズビアンの方が会社の中で上司に話をしたら、そのことを他の社員の人にばらされたというようなアウトティングの問題、それから、上司から海外転勤を奨められた。その方はパートナーと一緒に住んでいるわけなんですね。会社には同性パートナーと一緒に住んでいることを話していないので、「パートナーがいるから行けない」ということをはっきり理由を言えずに断ったということです。これは、会社の評価にもマイナスになってくるかと思います。そういうところをはっきり言えればいいわけなんですが、言えない。

それから、性同一性障害の方で、ホルモン治療等をして、見た目の性別が男性、戸籍上の性別が女性の方が会社に面接に行きました。面接するなかで、履歴書を見たところ、履歴書に性別が女性と書いてあったので、会社の方では、女性だからまずいねと言われた、

戸籍上の性別が男性だったらよかったねと言われたとのことでした。

(座長)

ありがとうございました。それでは、櫻井さんお願いいたします。

(櫻井委員)

今後の対策のところ、男女の性差別解消が大切だということを仰っていただきましたが、性差別の解消が性的マイノリティの差別解消に大切だという理由を教えてくださいませんか。

(星野氏)

女性の方が男性から性被害を受けて、それと同じ目線でトランスジェンダーを見てしまうということなんです。そういうところで差別が起きてしまう。結構今、フェミニスト団体からトランスジェンダーの男性が攻撃を受けています。男性から女性が性被害を受けてしまうという問題がなくなると、この問題は解決しないのかなと思っています。

それからさきほども話しましたが、会社で面接に行くと、男性だったらよかったのと言われた、これも性差別だと思います。

(座長)

それでは、榎委員お願いいたします。

(榎委員)

星野先生、ご講演どうもありがとうございました。先ほど櫻井先生がご質問された、性差別と性的マイノリティの人権課題のつながりについて、私も少し理解できていないところがあるのかなと思ったので、具体的なものがもう少しあるといいと思い、質問しました。

性的マイノリティの人権課題を解消するために性差別の解消が必要であると、ここまでは分かる気がするのですが、それがどういう問題かという、性暴力に関する問題や、会社で「男だったら良かったね」と言われるようなケース以外に、何かありますか。これを解消すると性的マイノリティの人権課題の解決に大きく貢献するというような、具体的なものがもしさらにあれば教えてください。

(星野委員)

はい。例えば、新宿2丁目にゲイバーなど集まっている地域がありますが、レズビアンバーもあります。ゲイバーとレズビアンバーの数の違いの話をしてみると、ゲイバーは約300件近くあるのに対し、レズビアンバーは5件ほどしかない。全然数が違うんですね。なぜかと言うと、所得の違いを考えています。また、女性同士が夜飲み歩くのが危険という考え方、この二つの要因が考えられると思います。

そして、店の数が違うというのは、コミュニティの規模に関係してくるんですね。レズビアンの方というのはコミュニティが小さい、それによってどういう問題が起きてくるかという、DVの問題も起きてくるということ。コミュニティが小さいと逃げ場がない、だから問題が深刻化してくる。そういうところにも男女の所得格差、夜歩くのが危険という思い込みがあると思います。

(座長)

ありがとうございました。続きまして、片岡さんお願いいたします。

(片岡委員)

私は以前、米国の、外資系の会社に勤めておりましたが、幹部の方が性的マイノリティであるとカミングアウトされて、社内規定や福利厚生関係を変更されたんですね。世の中でも先ほど福利厚生でまだまだ不利だというお話がありましたけれども、自治体や国、厚生労働省が旗を振って、就業規則や福利厚生の規定を変えるように会社への働きかけが必

要かと思いますが、実際のところは、自治体ではどのくらい進んでいるのでしょうか。

(星野氏)

自治体では、三重県などでは福利厚生制度を持っているという話を聞いております。県内では、横浜市も導入しているとのこと。

(片岡委員)

それは、横浜市の就業規則として導入しているということでしょうか。

(星野氏)

そうですね。市職員の制度ですね。

(片岡委員)

市職員だけでなく、市内の会社に働きかけていくことも必要と考えます。せっかく神奈川県内の委員会ですので、やはり県内の会社さんにそういった働きかけをしていくということもできるのではないかなというふうに、聞いていて思いました。以上です。

(星野氏)

ぜひ、神奈川県内の社内規定でも福利厚生のなかに取り入れていただきたい。行政がお手本を示すことが大事と思う。

(座長)

多分まだまだご質問もあろうかと思いますが、時間の都合上、意見交換はここまでとさせていただきます。ご質問や、星野さんに伺いたいこと等もあろうかと思いますが、その場合は後日、県の事務局を通じて行ってくださるようお願いいたします。

星野さん、本当にありがとうございました。本当に有意義な意見交換ができて、私自身も見識が深まったなという風に思っております。

それでは次の議題に移りたいと思います。まず、「かながわ人権施策推進指針」の改定について、事務局から説明をお願いします。

<事務局から資料2について説明>

(座長)

どうもありがとうございました。非常に、事務局の方で、皆様の意見を取り入れながらうまくまとめていただいたのではないかと思います。私としては、前の指針から大きく今日の時代に合うように、相当大きな改定をしていただいたのではないかなという印象を持ちました。まさにこれからの人権施策を骨太にいただいたのではないかと思います。

色々御意見があるかと思いますが、どうぞ自由にご質問をお願いします。

では、阿部委員宜しく願いいたします。

(阿部委員)

ありがとうございました。それでは、感想と意見を併せて、端的に申し上げたいと思います。15ページの、女性の項目で、「女性に対するあらゆる暴力の根絶」というところで、ここに神奈川県を中心としてDVセンターを設置し、解決に向けた支援を行っておりますが、「かなテラス」という名称を入れて頂きたい。

それは、16ページの上、性犯罪・性暴力被害者のワンストップ支援センターを「かならいいん」というふうに記述していることとの関係で、「かなテラス」も入れて頂きたい。

それから、コラム「コロナ禍における女性の人権課題について」ですが、語尾が過去形になっています。しかし、現在のコロナの状況というのは先が見通せない。ですから、場合によると、このコラムの中にあるコロナ禍の女性に関する記述については、現在進行形に直す必要があるのではないかと思います。

それから、非正規雇用労働者が失職した数が多くという記載のところ、野村総研が発

表した調査結果で、103万人の女性労働者が失職したという形で具体的な数字を述べておりますから、「100万人以上の女性の非正規雇用労働者が～」という方が、「数が多く」ということよりもリアリティがあるのではないかというふうに思いますし、どこかでこの項目に、「ジェンダー指数が120位である」という、国際的な日本の地位も一言で良いですから加えて頂けたらいいかというふうに思います。

他にもいくつかありますが、時間もあると思いますので、私はこの範囲にさせていただきます。

(座長)

具体的な御指摘ありがとうございます。他にもいくつかあるとのことですので、(後日)事務局あて文書でお送りいただければと思っております。

それでは、根本委員宜しく申し上げます。

(根本委員)

4点あるんですけども、まず23、24ページの「疾病にかかる人権課題」なんですけれども、おもな関係法令のなかに、ハンセン病問題の解決の促進に関する法律が2019年にできているので、それを入れるべきではないかということと、ハンセン病家族訴訟の中で、家族も当事者だという判決がでていっているわけで、ハンセン病の回復者と同時に家族に対する差別も課題として入れるべきかと思っている。

そういう意味では、疾病ということと色々あるので、項目別にやったほうがよいのではというのがひとつの意見です。

2点目は、同和問題のところ、部落差別解消推進法という形でできているので、国もそういう形なんですけれども、「同和問題(部落差別)」なり、「部落差別(同和問題)」という形で、わかりやすくしていただければと思います。

それともう1点、「様々な人権課題」という形で新たに設けているんですけども、「アイヌの人々の人権課題」となっていますが、「アイヌ民族」という言葉をしっかり入れていただきたいと思います。様々な人権課題の他の項目と、アイヌ民族の人権課題というのはちょっと位相の違う話になってくるので、やはり分野別の中にきちんと入れるべきではないかなと思います。最後に「それぞれの民族の文化や歴史～」と書いてあるが、きちんと「アイヌ民族の文化や歴史を理解し」という形で、日本の中で沖縄がどうなのかというものはあるんですけども、「アイヌ民族」ということをきちんと入れていただきたい。

最後に、「孤独・孤立による人権課題の深刻化」というのはちょっと意味が分からないというか、孤独・孤立というと、それぞれの差別問題は生きにくさを抱えていて、ここでの項目というのはおもにひきこもりのことを言っているのではないかと思うので、「ひきこもり等による人権課題」という形に変えた方がわかりやすいのではないかと思います。孤独・孤立というと広がってしまうので、「ひきこもり等」としたほうがよいのではないかという意見です。以上です。

(座長)

ありがとうございます。では、澤田委員お願いいたします。

(澤田委員)

ありがとうございます。皆様とかぶる部分もあるかと思いますが、最初に6ページの部分ですね、企業等に取り組んでいただきたいことのなかに、パワーハラスメントやマタニティハラスメントという言葉は入れていただいているのですが、ここにセクシュアルハラスメントの言葉を是非入れていただきたいというふうに思います。ちょっと理由は述べていると時間がなくなってしまうのですが。

人権教育のところ、先ほどのセクハラの問題もそうなんですけど、働く現場でセクハラを告発するということがすごく増えてきているんですね。そういうなかで、やはり学校教育のなかで、本当に性差別の人権をどんなふうに教育されているのかというのは常々思うところがありまして、そういう点で男女の性別役割分業のそういう固定概念が、学校教育

の中でどんなふうに刷り込まれてしまっているのか、教科書の中身もそうですが、女性の職業を持った人の扱い方だとか、教科書のなかで男性のほうが圧倒的に登場するという話もありまして、刷り込まれた固定概念を払拭するための見直しなどを、学校教育のなかでは是非やっていただけないかというのが2つめです。

3つめは、障がい者のことで、障がい者も働く人がすごく増えていますが、職場の中で人権が阻害されるという話がたくさん増えていきます。もちろん就労支援もありますが、点検ですとか、そういった本当の意味で応援する体制が求められていると思いますし、それから、21ページの高齢者もところどころですね、実は働く人がとても増えていきます。働く人の相談も増えていきます。そういうことで、高齢者の雇用対策の法律もできていますので、そういうことも挿入していただきながら考えていただきたい。

次に、高齢者も含め、障がい者も女性も含めて、デジタル社会のなかで、要は落ちこぼれになってしまう、といっちはいけないが、どうしても置いてけぼりになってしまう、そういうことへの警鐘をぜひ鳴らしていただきたいのと、「様々な人権課題」のところでもいいと思うのですが、先ほどもジェンダー問題は性的マイノリティの基本とおっしゃられていました。まさに基本的にはそうだと思います。ですから、障がい者の女性の問題、高齢者の女性の問題、それから外国籍県民の女性の問題とか、同和の女性の問題とかいうことで、女性という切り口で、どこかでものをみるところを是非作ってもらえないだろうかと思えます。以上です。

(座長)

ありがとうございました。それでは、佐藤委員お願いいたします。

(佐藤委員)

ありがとうございます。端的に2点、申し上げたいと思います。

1つめがですね、13ページの子どもの分野別施策の方向のところになりますけれども、一番最初のパラグラフで「子どもへの虐待、いじめが深刻な問題となっています。また、性犯罪・性暴力や薬物乱用等の問題もあります」と書いてありまして、下の取組みの方向性を見ていくと、子どもの虐待ですとか、いじめの深刻な問題については書かれてはいるんですが、性犯罪・性暴力や薬物乱用等の問題について、どういったところで関連していくのかという記載が、中の方ではないような気がしておりますので、非常にここは、虐待に近いところでスクールソーシャルワーカーの派遣も性暴力に関してはあるのかなという風に思いましたので、もう少し盛り込んでいただけるといいのかなというふうに思いました。

もう1点目は、15、16ページの女性のところになりますけれども、この間、福祉系の会議にでていて、男女共同参画と福祉系の連携が少ないというのでしょうか、なかなか難しいというふうに思われることがございまして、やはりぜひ県の指針が出されるということで、県の主な関係審議会というところに「県男女共同参画審議会」だけでなく、先ほど言ったように、障がいのある方や子どもへの性被害も多いと思うので、男女共同参画だけでやるものではない、いろんな部署が連携しているということがわかるような書き方を是非お願いしたいと思います。県がそうすることで、市町村もやはり意識化されていくのではないかとこのように思いましたので、是非ともお願いできればと思いました。以上です。

(座長)

ありがとうございました。それでは、片岡委員お願いいたします。

(片岡委員)

はい、片岡です。全体的な項目になるのですけれども、ICT・ITの導入というものをもう少し検討していったらよいのではないかなというふうに思います。いま拝見しておりますと、21ページの高齢者のところ、ここは「ロボット・ICTの導入促進による介護現場の革新」というのがありますが、将来に向けて、ICTの活用というのはここしか入っていないようなんですね。

ちょっと事例を申しますと、今私立の大学などは学生数が全体的に減っていますので、どうやって学生を取り込むかというのに必死になっていて、結構ITを導入しているんですね。

例えば、学生さんがどの授業に出ているかというのは、もう授業に参加するときにピッとICの入ったカード等を読ませるみたいな形で、どれにどう出ているのかがわかります。

それから、食堂で何を食べるかというのも、お金を払う時にわかるので、学生のデータがかなり取り込まれていて、だんだん学校に来なくなる子どもとかですね、あと、栄養が取れていない人を、ちゃんとデータで管理するみたいな、それで事前に退学する子をワーニングか何かをあげて、ちゃんとカウンセリングして取り組んでいくというものを、既に私立の大学では導入し始めています。実際そういう大学というのは、評判も上がって、偏差値も上がって、就職活動も非常に有利になって、いい会社にいっぱい採用されるようになっていくという成果がもう出ているんですね。

実際にこの人権のところはどう活用されるかというのはまだまだこれからだと思うのですが、例え高校、中学、小学校、技術的にはもう、子どもたちのコミュニケーションのログを取っていくとですね、どんな子がどういうふうにいじめられているかというのはもう、瞬時に先生の所にあがってくるというようなことは、技術的には可能です。ただ、現実問題、導入されているかということ、まだまだこれからです。ただ、ログを取るということは、プライバシーという人権問題のもう一方の面でもありますから、どういうふうに進められていくかはこれからなのだと思いますが、ただ「今後の指針」ということで今回策定されるわけですが、そういったIT活用を検討していく、そういった人権問題に対しての抑制について、IT技術をどういうふうに取り込んでいったらいいのかを検討していくという項目は、全体的な最初の方の取り組みですとか、次の基本的な考え方みたいなところに一文入れていただければいいなというふうに思います。

(座長)

ありがとうございました。大変重要な視点だと思います。
では、続きまして、高橋委員をお願いします。

(高橋委員)

はい、大きく3つです。

まず14ページの、これは前回の指針でもこう書かれていたからそのまま載っているのだろうというふうに思ったのですが、「子ども」のところの、「カ 不登校、ひきこもりなどの対策の推進」のなかに、「発達障害支援センター」、発達障害児者への支援というのが書かれているのですが、不登校・ひきこもりの問題と、発達障害の方たちへの支援の問題は違う内容なので、このままこのなかで書かれてしまうと、タイトルが「不登校、ひきこもりなど」で、「など」で読むといえどもそうかもしれないのですが、不登校・ひきこもりというところと、発達障害を関連付けて読まれてしまうところもあるので、項目を分けるのか、タイトルに「発達障害の方への支援」というようなことを「カ」のなかに入れるのか、もしくは、発達障害児者の話なので、障がいの分野に書かれることなのではないかと思ったりもするので、ちょっとここはご検討いただいたらよいのではないかと思いますので、1点です。

それから2点目が18ページです。「障がい者」のところなのですが、新しい色々なことが加筆されていて、とてもいいなと思って拝見していましたが、17ページの「ウ」のところの医療的ケア児のところですね、※1なので、18ページの欄外になるのですが、この医療的ケア時の説明の内容のところ、医学の進歩を背景として、NICU（新生児集中治療室）等に長期入院した後」というところは、これは、こういうお子さんたちが確かに多いは多いのですが、こういったお子さんたちばかりではないので、ここの部分の社会的背景というか、そういったところはカットしていただいて、後段の部分ですね、人工呼吸器云々という、いわゆる医療的ケア児というのがどういうお子さんたちなのかということとをきちんと表すような表現だけにされたほうがよいのではないかと、そうしないと別

な差別というか、偏見みたいなことを生み出してしまう可能性があるかなど。それは、医療的ケアの「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」というものがあるのですけれど、その第2条の1項、2項を読んでいただいて、そのとおりにまとめていただいた方がよいのではないかなというふうに思いました。

3点目は、障がいのところの19ページの「主な関係法令」のところです。「主な関係法令」というのは全体的に、それぞれの項目の中に入っているのですが、「障がい者」の部分だけ、「等」が入っているんですね。これはなにか意図があるのかどうか、つまり他の項目にも漏れている法律、これは入れておいた方がよいのではないかなというふうなものがあるのかどうか、やはりあるのですけれど、「等」を入れるのであれば、他の分野にも「等」を入れた方がよいと思います。

また、今「障がい者」のところは、先ほど申し上げた「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」を、やはり「主な関係法令」のなかに明文化してもらった方がよいのではないかなと思います。

それから、子どもの貧困のところですね、29ページのところ、「貧困等にかかる人権課題」の文章のなかに、「子どもの貧困」を書かれているのはとても大事なことだと思います。ここで「ア」として記載されていますから、やはりこれも「主な関係法令」のところにも、もし「等」を入れるにしても、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」とか、入れた方がよいと思いますし、30ページに書かれている「エ」の文章はそのまま、「母子及び父子ならびに寡婦支援法」の内容なんですね、なので、この文章を使うのであれば、そういった法律の名前も入れた方がいいんじゃないかなというふうに思います。このあたりの関係法令の書きぶりのところは一度ちょっと点検していただいて、揃えていただいたほうがよろしいのではないかなと思います。以上です。

(座長)

ありがとうございます。関係法令等の精査は必要だと思います。発達障害の問題もそう思います。それでは、尹委員お願いいたします。

(尹委員)

はい。外国籍県民等の項目について、全体的にヘイトスピーチのことを加えて頂けたと思うのですが、ヘイトスピーチと「外国籍県民等」の人権についての、差がちょっとあるような感じがするんですね。一番初めにある文章のなかでも、ヘイトスピーチに関する記述の後に、「そこで、一人ひとりが多様な文化や民族の違いを理解し、認め合うことで」とありますが、「お互いを認め合う」というくだりは、ヘイトスピーチを受ける言葉ではないと思います。25ページの「同和問題」では、「同和問題についての正しい理解と認識を深めていただくことを目的とし」とあるように、やはり在日コリアンをはじめ、外国籍県民等のところでも、「正しい理解と認識を深める」という方が適切ではないかなと思います。「認め合う」というのは、今の状態で、何を認め合っていくのかなど。決して対等ではない状況にいま置かれておりますので、そのところをもう一回考え直していただきたいなと思います。ここは、相互理解、国際教育ということもありますけれども、比較対象になるものではないのではないのでしょうか。同和問題と同じような、人権を視座に考えていただきたいと思います。

「教育・啓発等の推進」に関しても、どうしても多文化理解を深めるためにというところはあろうと思うのですが、そこはやはり差別と偏見をなくす教育としての、人権教育という視点で考えていただきたいと思う。

「ウ 多文化理解を深める教育の推進」の3段目なのですが、「本名が名乗れる教育環境づくりを支援」というのは、ずっとこれは一番最初の神奈川県外国人児童・生徒の教育、そして韓国・朝鮮等にかかる基本方針、1989年に出された頃から入っているのですが、この本名というのが、多様化した外国籍県民にとって本名とは何なのかということ、やはり教育委員会の方にも、しっかりともう一度考えていただきたいです。そして、私が思う本名というのは、その子が生まれ持っている民族名であったりするので、これが名乗れるというのは、LGBTQの方がおっしゃるカミングアウトと一緒にですね。そのところ、「本名が名乗れる教育環境」というのであれば、も

っと子どもがカミングアウトできるような環境を作ってもらいたい。その「本名を名乗る」という意味をちゃんと説明してもらわないと、こんなにも今多様化している外国籍県民等、とくに「等」に入る人たちにとっての教育、啓発の推進にはならないのではないかなと思います。

また、「キ」のところですが、もちろん、「ヘイトスピーチによる被害の早期解決に向けた相談・支援体制の充実」のところも、「きめ細かな支援を行い～」とありますけれども、「途切れることのない支援」をしてもらわなければならないと思います。ヘイトスピーチの解消に関するコラムに関しても「悲しみや恐怖、絶望感などを抱かせる、決して許されないものだ」とおっしゃるのですけれども、単なる「悲しみや恐怖、絶望」だけでは決してなく、私たちは、精神的な苦痛をずっと持っています。このような精神的な苦痛を受けた後には、癒えない傷があるんです。それを途切れることなく、きめ細かく支援していかなければ、その人は人として生きていけない。そして、二次障害に苦しんでいる方も実際多くいるんです。子どもたちが、もう怖くて歩けない、家から出られない。その子たちがこれから生きていこうとしていくためには、やはり途切れることのない支援が必要で、そして本当にこれは犯罪だと思っていますから、「お互いの歴史や文化を尊重する」というような話ではないと思っています。一方的にマジョリティがマイノリティにヘイトスピーチをしているということですから、やはり先ほど言ったように、「正しい理解と認識を深める」ということなのだと思います。それが、31ページの「犯罪被害者」のところと、本当にリンクしていると思います。

そして、私はこの「外国籍県民等」のなかで、いつも言っていますが、外国籍の人たちの救済のための施策ではなくて、「日本人が日本人として、自分たちの周りの人とどうやって共生していくか、多様性を認めていくか」という視点を持ってほしい。そのためには、本当に被害者、加害者というような括りも考えていかないといけないのですね。

もちろん、外国籍県民が他の民族に対して差別をするとか、障がい者を差別するということはあります。ですけれども、私たちが今大事にしなければいけない教育は、「いけないことはいけない」ということをちゃんと伝えることです。

また、32ページの「北朝鮮当局によって拉致された被害者等」の2行目のところに、「在日朝鮮人の方々の人権にも配慮しながら」とありますけれども、ここはちょっと、そういう風に言うしかないかな、と思いますが、実際、ヘイトスピーチをする人たちは、最近是在日より、この北朝鮮の拉致問題のことについて、ずっとヘイトスピーチをしていますよね。そのなかで、私たちは、国籍にかかわらず被害を受けておりますので、この部分に書くべきなのは「在日朝鮮人」だけなのかな、と思います。

あとは、「イ」のところ、「児童・生徒の発達の段階に応じて～」と、そこまで踏み込んで書くのであれば、「外国籍県民等」の項目における取組みでも、「発達の段階に応じて」ということを入れていただきたいなと思います。拉致問題は、本当にこれも、いけないことです。私は被害者とか加害者とかではなくて、「歴史をどう見ていくのか」ということについて、私たち大人の責任として、ちゃんと子どもに伝えていかなければいけないと思います。

また、朝鮮学校の子どもの教育を受ける権利が侵害されていることについて、補助金がもらえないことと拉致問題は別問題なので、そこはどうかかなと思います。以上です。

(座長)

ありがとうございました。非常に重要な御指摘が多かったと思います。それでは、櫻井委員お願いいたします。

(櫻井委員)

3点発言させてください。

1点目は、17ページの「障がい者」のところ、津久井やまゆり園の事件があったあとですけれども、やまゆり園で身体拘束があったということが報告書等で指摘されていると思うんですね。

精神科病院で、障がいのある方たちは毎日だいたい一万人、身体拘束を受けていると言われています。津久井やまゆり園の事件と深く結びついていることだと思うんですね。障

がい者の問題のなかでも非常に根深い問題だと思うので、是非報告書をベースに、身体拘束を受けていたということに関しても言及してほしいと思います。

それから2点目、27ページ目の「外国籍県民等」のところ、尹委員も先ほどおっしゃっていましたが、私は例えば、2行目の「とくに、近年、特定の民族や国籍の～」で始まる一文ですけれども、何か他人事みたいだなという感じがします。あれだけひどいヘイトスピーチが川崎で実際起こっているわけですから、そういうことにもきちんと言及すべきと思うんですね。こんなひどいことが川崎で行われていると、そういうことをきちんと書いておく必要があると私は感じました。朝鮮学校の問題も本当は言いたいのですけれども、知事が頑なでするので今回は言及しません。

それから、28ページのコラムの3行目ですね、「それを見聞きした方に」という書き方もどうなのかなと、本当に言葉を浴びせられた方に悲しみや恐怖、絶望感を抱かせるものだというニュアンスが少し足りないのではないかなと思います。

3点目は、29ページの「貧困等にかかる人権課題」です。メンタリストDaigoさんの発言がニュースになっていますけれども、生活保護を受けている人とか、ホームレスに対する差別というのは本当に根深いものだなということが、今回改めて分かったのだと思うんですね。なので、きちんとそれを踏まえて、神奈川県としては、真正面からこの問題を差別して扱うべきですし、ホームレスの人たちが襲われる事件というのは枚挙にいとまがないわけです。ヘイトクライムの極めつけのようなものですが、実際にそういうことが起きているわけで、どんなにホームレスの人たちが恐怖のなかで暮らしているかということに思いを遣って、しっかり書いていただきたいなと思います。

生活保護についても、「生活保護を受けるのは人権だ」ということを、しっかり書いていただきたい。横浜市の窓口で間違っただけを言って、(申請者を)帰してしまったということがあったと思うのですけれども、そういうことがなくなるようにという意気込みを書いて頂きたいと思います。県は直接窓口になっていないので、どう書くかというのはあると思いますが、そういったことに配慮した記載をしていただきたいと思います。以上です。

(座長)

ありがとうございました。

それでは、小林座長代行、いかがでしょうか。

(小林座長代行)

17ページの「障がい者」の部分は、今までになく、やまゆり園のことを題材として、よく書かれております。「『当事者目線の障がい福祉』の実現を目指します」という部分と、「エ 意思決定支援の推進と地域生活移行の支援」の部分が実施できればいいなど、私は思いました。

前回から新しくこの懇話会に参加させていただいて、少しずつ見えてきたような気がいたします。そして、10年間で(指針を)変えていくというのは、やはり社会が変わってきているので、当然のことだろうなと思いました。

私の中では、37ページの「ケアラー」ということばが、これまで使われてこなかったのですがごく新鮮で、なるほど、こういったことは、「ケアラー」なのかということが再認識されて、とても良い勉強になりました。今後とも宜しく願いいたします。

(座長)

ありがとうございました。時間の関係で意見交換はこれまでとしますが、まだまだ御意見がたくさんあるということは承知しておりますので、発言できなかった御意見はメール等で事務局等にお知らせいただければそれを取り入れさせていただきたいと思います。

また、時間の関係上、最後の議題である「かながわ人権施策推進指針」の効果的な周知・啓発については、事務局より報告のみお願いします。

(事務局)

はい。時間の関係もございまして、簡単にご説明をいたしまして、御意見については

後ほどメール等でいただければと思います。

端的に申しますと、現在コロナ禍でなかなか人権啓発、人権研修等が実施できておりませんので、これから人権にかかる広報・啓発の効果的なやり方について、委員の皆様から御意見をいただければと思っております。

併せて、人権指針、来年の3月に改定いたしますが、その後に指針の理念を県民と共有したり、広く県民の皆様はこの指針について知ってもらうための広報の手段についても現在検討を進めております。具体的なアイデア等がございましたら、後日事務局あてメール等により御寄せいただければ大変幸いです。宜しくお願いいたします。

(座長)

はい、ありがとうございます。時間の関係で、事務局の報告事項についての質問等は、今のような取扱いとします。

本日は、大変色々な御意見をいただきまして、本当にありがとうございます。また、星野さんから、本当に適切なお説明をいただいて、大変勉強になりました。

特に今回事務局から提出のあった「かながわ人権施策推進指針」の改定素案ですが、私自身は意欲的な内容になっていると思って、大変感心をしながら読ませていただきました。これに多くの御意見が出るのは、ある意味では、むしろ良いことではないのかなというふうに思います。人権をめぐる状況というのはここ数年でずいぶん大きく変わってきていますので、それを取り入れて、我々懇話会としても意見を言っていこうというふうに思っております。

それでは、最後に事務局から連絡事項がありますので、お願いいたします。

(事務局)

ありがとうございます。事務局として、一言だけ、御礼を申し上げたいと思います。

本日は、活発な御意見をありがとうございました。まず、星野様のご講演からはじまって、指針の改定素案についても委員の皆様から多くの御意見をいただき、ご協力に感謝申し上げます。

今、座長からとりまとめていただくなかで、素案について一定の評価をいただき、非常に嬉しく思っております。そして、我々で気が付かなかったところや、迷っていたところについて、本日御意見やご指摘を頂けましたことを、大変ありがたく受け止めております。

(事務局案の作成において) 様々な悩みはありましたが、例えば分野横断的なもの、既存の分類を超えてしまっている複合的な人権問題というものを、一体どこに章に入れていけばいいのか、そういったところについても的確な御意見をいただけたと思っております。

また、時事的な問題について、指針の中でどのような取り扱いをするかという点、普遍的な記載とすべきか、あるいは時事的な問題として書きこんでいくのかということについても迷いがありましたが、本日いただいた御意見をもとに、さらによい案をまとめていきたいと思っておりますので、今後ともぜひご協力を宜しくお願いいたします。

最後に、事務連絡となりますが、第15期第3回目の懇話会は、本日いただいた皆様の御意見に基づいて事務局案を修正し、また、通信環境等の改善等も図りまして、12月頃に開催したいと考えております。

後日、開催日程について照会させていただくとともに、本日、会議中に御発言いただけなかった御意見等につきましても、併せて照会させていただきたく思っておりますので、どうぞ宜しくお願いいたします。

(座長)

それでは、本日の会議はこれで終了とさせていただきます。ありがとうございました。

以上